第1回嘉徳海岸侵食対策事業検討委員会

日時: 平成29年8月31日(木) 9時30分~12時00分

会場: 奄美観光ホテル(2階 松竹・竹の間)

【会 次 第】

- 1 開 会
- 2 開会の挨拶
- 3 委員の紹介
- 4 設置要綱について
- 5 委員長選出
- 6 検討委員会の進め方について
- 7 協 議1)これまでの経緯について2)協 議
- 8 閉 会

嘉徳海岸侵食対策事業検討委員会設置要綱

(目的)

第1条 嘉徳海岸における侵食対策事業(以下「事業」という。)の事業計画に資することを 目的として,動植物や海岸工学に精通する専門家及び地元関係者等から構成される嘉徳海 岸侵食対策事業検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(任務)

- 第2条 委員会は、次の事項について審議する。
 - (1) 事業の計画及び立案
 - (2) 立案された事業計画に伴う海岸地形及び天然記念物等の生物への影響予測及び評価
 - (3) その他事業全般にわたること

(組織)

- 第3条 委員会は、別表に掲げる委員をもって構成する。
 - 2 委員会に委員長を置く。
 - 3 委員長は委員の互選により選出し、検討会を統括する。
 - 4 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名するも のがその職務を行う。

(会議)

- 第4条 委員会は、委員長が召集し、これを主宰する。
 - 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、意見を聞くことができる。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、委員会が終了するまでの期間とする。ただし、委員に欠員が生じた場合、後任の委員の任期は前任者の残任期間とする。

(事務局)

- 第6条 事務局は、鹿児島県大島支庁瀬戸内事務所建設課に置く。
 - 2 事務局の事務については、一般財団法人鹿児島県環境技術協会も行えるものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか委員会の運営に当たって必要な事項については、委員 長が別に定める。

附則

この要綱は、平成29年8月15日から施行する。

嘉徳海岸侵食対策事業検討委員会 委員名簿

(五十音順)

役名	氏 名	分野	職名
委 員	上原 康志		瀬戸内町建設課長
"	鈴木 廣志	海洋生物学, 海洋生態学 生物地理学	鹿児島大学農水産獣医学域 水産学系教授
"	高田信幸		瀬戸内町教育委員会社会教育課長
"	常田守		奄美自然環境研究会会長
"	徳田 博也		嘉徳地区嘱託員
"	西 隆一郎	海洋工学,沿岸環境学 水産海洋学	鹿児島大学農水産獣医学域 水産学系教授
"	服部 正策	実験動物学,医動物学	東京大学医科学研究所特任研究員

嘉徳海岸侵食対策事業検討委員会の進め方

嘉徳海岸侵食対策事業検討委員会(以下「委員会」という。)の進め方は, 以下のとおりとする。

- 1. 委員会設置要綱第2条に掲げる各事項について、審議する。
- 2. 今回の委員会概要については、県のホームページで速やかに公表し、嘉徳海岸侵食対策事業に関する意見等を、事務局の大島支庁瀬戸内事務所建設課で受付ける。

なお,受付けた意見等については,内容を整理し各委員の方々に,次回の 委員会開催前にお示しすると共に,委員会にて紹介する。

3. 委員から, 意見提出者に直接意見を聞きたいという要望があった場合, 事務局は, 委員会設置要綱第4条に基づき, 本委員会に意見提出者の出席を求めることについて, 委員長と協議する。

【注意事項】

- 1. 意見提出期間
 - 平成29年9月7日(木)~平成29年9月20日(水)(必着)
- 2. 様式及び提出方法

様式は任意とし、日本語で1000文字程度とする。 住所氏名、連絡先等を記入のうえ郵送とする。(メール不可)

3. 提出先

₹894-1560

鹿児島県大島郡瀬戸内町大字古仁屋船津36 大島支庁瀬戸内事務所建設課

4. 意見受付後の対応

受付けた意見を取りまとめて委員に示すと共に、次回委員会に報告し、委員長が必要と認めるときは、意見提出者に委員会等で改めて意見を聴取する。